

船橋市 地域まちづくり活動支援メニュー

船橋市では、市民の皆さんが主体的に取り組む
“まちのルールづくり（地域まちづくり活動）”
に対して、支援を行っています。

このリーフレットでは、市の支援メニューの概要に
ついて紹介しています。

「地域まちづくり活動」については、
パンフレット『ご存知ですか？まちのルールづくり』を
ご覧ください。

支援メニューの具体的な手続きについては、
お問合せの上、

『船橋市 地域まちづくり活動支援制度 利用の手引き』
をご覧ください。



支援メニュー

I 地域まちづくり活動に関する相談窓口

地域のみなさんが行うまちづくり活動について、質問や相談を受けたり、色々なアドバイスをしたりしています。

必要に応じて職員が赴き、現地を確認しながらお話を伺います。

◆受付

市役所が開庁している日の午前9時から午後5時まで。

市役所5階 都市計画課まちづくり支援係にお問合せください。

◆必要書類

特にありません。必要に応じてご持参ください。

II 地域まちづくりアドバイザーの派遣

地域まちづくり活動を行う団体にたいして、活動の進め方や手法のアドバイス、情報の提供、活動事例の紹介などを行うアドバイザー（都市計画や建築などの有資格者や実務経験豊富な専門家）を派遣します。

◆派遣の対象

まちのルール（地区計画や建築協定など）に関する検討を行う

5人以上の団体

◆派遣の費用

アドバイザーへの報酬（交通費等を含む）は市が負担します。

当日の会場確保等、その他経費については、団体で負担してください。

◆派遣の回数と期間

1つの団体に対し、12回まで。

◆アドバイスの内容例

- ①活動団体の設立に関すること
- ②活動の進め方に関すること
- ③まちのルールづくりに関する制度や手法の紹介
- ④まちのルール作成の補助業務



Ⅲ 地域まちづくり活動助成金の交付

市の登録を受けた団体は、まちのルールづくりの活動のために支出した費用の一部に対し、助成を受けることができます。

◆団体の登録

助成金の交付を受けるためには、団体の登録が必要です。

団体の登録要件は下記のとおりです。

手続き等については都市計画課まちづくり支援係までお問合せください。

【登録要件】

- 1) まちのルールづくりを行う団体であること
- 2) まちのルールづくりについて、ルール区域内の住民等の理解を得られていること
- 3) 会則の定めがあること
- 4) その活動が、宗教・政治・営利を目的としていないこと

◆交付額

各年度、最大で25万円まで。

助成対象経費の2分の1以内。

◆助成期間（年度単位）

4月1日から翌年3月31日まで（1会計年度に1回の交付）

◆助成対象費用

①会場費、設備費

公民館等の施設利用費など

②調査費

権利者調査などのための費用（登記簿謄本の申請手数料など）

③交通費

先進都市視察のための費用

④謝礼費

講師への謝礼に要する費用

⑤消耗品費

会議資料、材料費など

⑥印刷製本費

会議資料、パンフレットなど

⑦通信費

封筒、はがき、切手など

※人件費、飲食費は対象外です。



このパンフレットや、その他ご質問・ご相談などありましたら、下記までお問い合わせください。

船橋市 建設局都市計画部 都市計画課まちづくり支援係

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

TEL: 047-436-2526 FAX: 047-436-2544

E-mail : toshikei@city.funabashi.lg.jp